

決算概要

平成十五年度決算は、九月十五日から十七日まで開催された第百九十四回定例議会で認定されました。

一般会計は、歳入二十三億二千三十五万円、歳出二十二億七千七百七十四万九千円、歳入歳出差引四千二百六十万千円となりました。

歳入面では、歳入全体の一般財源の四十三%を占める地方交付税の額が前年より八千五百七十六万六千円減少しました。国県支出金五億七千四百九十二万六千円のうち、災害復旧費が三億九千二百五十四万八千円と六十八%を占めています。

歳出面では、平成十四年七月の災害による災害復旧費が、四億千九百十万三千円と歳出の約二十%を占めております。その他、普通建設事業費は、ぶなの木台集会施設整備、休養地グラウンド整備、駅前広場整備事業等の完了により、一億五千八百六十六万七千円の減額となりました。また、村債の償還金であります公債費についても、昨年度より七千九百七十七万八千円減少しています。

特別会計は、簡易水道事業会計において、下山簡易水道施設改良事業三千百四十三万七千円があったため、歳出で前年比千二百八十二万六千円の増となっています。また、観光事業会計については、現在、村直営の観光施設がないため、平成十五年度より一般会計に組み入れ、決算額は0円になっています。

平成十五年度決算は、黒字になりましたが、国の三位一体改革の推進により、地方交付税の更なる減額が継続されるため、財政状況は非常に厳しいものとなっております。

平成15年度 会計別決算 (前年度対比)

(歳入)

(単位：千円、%)

会計名	平成15年度決算額	平成14年度決算額	比較増減	増減率	
一般会計	2,320,350	2,422,657	△ 102,307	△ 4.2	
特別会計	簡易水道会計	39,128	26,318	12,810	48.7
	国民健康保険会計	56,809	62,869	△ 6,060	△ 9.6
	診療所会計	115,531	103,782	11,749	11.3
	老人医療会計	108,313	112,495	△ 4,182	△ 3.7
	観光会計	0	188,177	△ 188,177	△ 100.0
	介護保険会計	71,508	64,078	7,430	11.6
計	2,711,639	2,980,376	△ 268,737	△ 9.0	

(歳出)

(単位：千円、%)

会計名	平成15年度決算額	平成14年度決算額	比較増減	増減率	
一般会計	2,277,749	2,374,262	△ 96,513	△ 4.1	
特別会計	簡易水道会計	38,979	26,153	12,826	49.0
	国民健康保険会計	56,180	57,001	△ 821	△ 1.4
	診療所会計	106,543	100,992	5,551	5.5
	老人医療会計	106,358	107,480	△ 1,122	△ 1.0
	観光会計	0	188,177	△ 188,177	△ 100.0
	介護保険会計	68,041	62,937	5,104	8.1
計	2,653,850	2,917,002	△ 263,152	△ 9.0	

平成15年度 一般会計決算

【歳入】

【歳出】

(単位：千円)

区 分	繰越額	当初予算	補正額	現計予算	収入済額	収入率
(1) 村 税		211,956	△3,506	208,450	204,989	98.3
(2) 地方譲与税		13,863	0	13,863	14,043	101.3
(3) 利子割交付金		824	0	824	999	121.2
(4) 地方消費税交付金		8,953	0	8,953	8,963	100.1
(5) 自動車取得税交付金		7,591	△ 424	7,167	7,166	100.0
(6) 地方特例交付金		4,200	△ 183	4,017	4,017	100.0
(7) 地方交付税		860,000	133,640	993,640	993,640	100.0
(8) 交通安全対策特別交付金		1	0	1	0	0.0
(9) 分担金及び負担金		10,137	△1,674	8,463	8,356	98.7
(10) 使用料及び手数料		10,732	△ 848	9,884	9,610	97.2
(11) 国庫支出金	71,578	100,003	△6,801	164,780	123,876	75.2
(12) 県支出金	193,959	442,984	△7,586	629,357	451,050	71.7
(13) 財産収入		27,527	△1,230	26,297	26,387	100.3
(14) 寄付金		1	0	1	0	0.0
(15) 繰入金		80,525	△12,800	67,725	67,525	99.7
(16) 繰越金	882	20,000	27,512	48,394	48,395	100.0
(17) 諸収入		90,803	1,789	92,592	92,534	99.9
(18) 村 債	22,000	268,900	12,600	303,500	258,800	85.3
計	288,419	2,159,000	140,489	2,587,908	2,320,350	89.7

区 分	繰越額	当初予算	補正額	現計予算	支出済額	執行率
(1) 議 会 費		47,171	△ 312	46,859	46,165	98.5
(2) 総 務 費		322,844	84,007	406,851	392,959	96.6
(3) 民 生 費		154,669	4,106	158,775	153,097	96.4
(4) 衛 生 費		141,638	△14,042	127,596	125,076	98.0
(5) 労 働 費		189	46	235	234	99.6
(6) 農林水産業費	29,451	177,256	30,243	236,950	189,597	80.0
(7) 商 工 費	1,800	142,183	63,072	207,055	203,004	98.0
(8) 土 木 費		145,437	△4,091	141,346	109,792	77.7
(9) 消 防 費		48,820	△ 256	48,564	48,564	100.0
(10) 教 育 費		106,295	9,941	116,236	110,115	94.7
(11) 災害復旧費	257,168	388,371	△29,408	616,131	419,103	68.0
(12) 公 債 費		481,117	0	481,117	480,043	99.8
(13) 諸支出金		10	0	10	0	0.0
(14) 予 備 費		3,000	△2,817	183	0	0.0
計	288,419	2,159,000	140,489	2,587,908	2,277,749	88.0

※一般会計から各会計へ繰出した金額

(単位：千円、%)

会 計 名	平成15年度	平成14年度	比較増減	増 減 率
簡 易 水 道 会 計	36,152	22,050	14,102	64.0
国民健康保険会計	5,160	3,523	1,637	46.5
診 療 所 会 計	45,400	34,000	11,400	33.5
老 人 医 療 会 計	4,700	7,400	△ 2,700	△ 36.5
観 光 会 計	0	135,826	△ 135,826	△ 100.0
介 護 保 険 会 計	15,710	10,950	4,760	43.5
繰 出 総 額	107,122	213,749	△ 106,627	△ 49.9

平成15年度決算における主な事業

一般会計

(単位：千円)

款	事業名	事業費	財 源 内 訳				備 考	補助対象 基本額	補 助 率	
			国県支出金	起 債	その他	一般財源			国	県
総務費	広 報 事 業	943				943	広報いずみ年4回			
	未登記調査等、法定外公共物譲与手続き	3,905				3,905	国有財産の譲与手続き 他			
	村 営 バ ス 事 業	20,388	5,500			14,888		11,000		1/2
	県 知 事 選 挙 費	1,218	1,218			0		1,218	10割	
	バイオマス等未活用エネルギー実証試験	9,329			9,329	0				
	合併協議会負担金	5,017				5,017	10月より法定協議会へ移行			
民生費	施設訓練等支援事業（障害福祉）	9,774	7,235			2,539	障害者施設入所	9,778	1/2	1/4
	社会福祉協議会補助、委託（社会福祉全般）	2,977	191			2,786	身障デイ、福祉団体	237	1/2	1/4
	社会福祉協議会補助、委託（老人福祉）	24,941	7,530			17,411	在宅介護支援センター、介護 予防生活支援、介護総合セ ンター運営	10,106		3/4
	生活安定資金	6,500			6,500	0				
	ぶなの木台遊具設置工事	2,415			2,300	115				
衛生費	朝日地区火葬場解体	3,465				3,465				
	合併処理浄化槽設置整備事業	1,563	1,042			521	4 件	1,563	1/3	1/3
	最終処分場経費	1,272				1,272	地下水検査 他			
農林水産業費	中山間地域総合整備事業	9,410	6,995	2,200		215	野首線	9,410	3/4他	
	ナラ類の集団枯損被害対策事業	1,946	1,459			487		1,946		3/4
	森林整備地域活動支援交付金	28,872	21,654			7,218	施行計画数14（～18年度）	29,605		3/4
	林業後継者育成支援事業	9,000				9,000				
	林 道 開 設	58,121	43,590	14,500		31	林道春木谷線	58,121		3/4
	林 道 改 良	5,000	2,500	2,400		100	林道春木谷線舗装	10,000		1/2
	林業・木材産業構造改革事業	9,700	8,075			1,625	林業生産用機械補助	9,700	2/3他	1/6
	(株)昇竜出資金	15,000		15,000		0				
	淡水魚放流事業	2,000				2,000	淡水魚放流委託			
	アンテナショップ管理運営委託	3,734			2,000	1,734				
	自然楽校事業	2,322			1,321	1,001	春、夏、秋講座			
商工費	商工振興資金貸付	13,000			13,000	0	商工業振興資金、商工 業観光施設整備資金			
	九頭竜新緑まつり事業	2,987			175	2,812				
	九頭竜紅葉まつり事業	7,554			542	7,012				
	公園施設管理公社委託料	53,000				53,000				
	道の駅管理委託料	16,340				16,340	ふれあい会館、駅舎、直売所			
土木費	除雪車整備事業	18,380	10,710	6,200	735	735	タイヤドーザー更新	16,065	2/3	
	村道三坂線新設改良	33,536		33,500		36				
	災害復旧（公共土木施設）	112,105	97,907	13,500		698			87.6%	
	災害復旧（林道施設）	306,997	294,641	5,000		7,356				約90%
教育費	学校校舎整備協議設計	750				750	協議設計料（基本設計）			
	機関車車庫改修	1,418				1,418				
	日独スポーツ少年団交流事業	900				900	補助金			
	歩くスキー大会	1,977	988			989	講師・萩原氏	1,977		1/2
計		807,756	511,235	92,300	35,902	168,319				

特別会計

(単位：千円)

款	事業名	事業費	財 源 内 訳				備 考	補助対象 基本額	補 助 率	
			国県支出金	起 債	その他	一般財源			国	県
簡易水道事業	下山簡易水道施設改良	31,437		2,500	26,652	2,285	水道管布設替			

基金の状況

(単位：千円)

基金名	平成10年度末	平成11年度末	平成12年度末	平成13年度末	平成14年度末	平成15年度	平成15年度	平成15年度末	
	基金残高	基金残高	基金残高	基金残高	基金残高	繰入額	積立額	基金残高	
一般会計	財政調整基金	267,642	235,642	238,642	181,392	158,502		63,000	221,502
	減債基金	185,213	185,213	95,213	121,173	108,399	25,025	32,600	115,974
	ふるさと水と土保全基金	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000			10,000
	中山間地域振興基金	0	0	12,697	10,466	6,825	3,500	2	3,327
	高齢者保険福祉基金	113,000	58,000	58,000	58,000	58,000	27,000		31,000
	高額療養費貸付基金	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000			2,000
	村有林造林基金	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000			4,000
	土地基金	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	12,000		13,000
	住宅資金貸付基金	22,700	22,700	22,700	22,700	22,700			22,700
	ふるさと活性化基金	190,000	0	0	0	0			0
	シャンソン基金	30,000	30,000	30,000	30,000	0			0
	中山間地域活性化推進基金	4,596	0	0	0	0			0
	国民年金印紙購入基金	200	200	200	200	0			0
介護保険会計	介護給付費準備基金	0	0	1,806	1,806	3,506		1,116	4,622
	介護保険円滑導入基金	0	14,158	3,790	616	0			0
国民健康保険会計	国民健康保険準備基金	7,213	7,232	7,244	7,254	13,254	3,400	2	9,856
計		861,564	594,145	511,292	474,607	412,186	70,925	96,720	437,981

近年の地方交付税の推移

(単位：千円)

年度	種別	普通交付税	特別交付税	合計
平成6年度		1,025,142	256,936	1,282,078
平成7年度		1,088,856	264,428	1,353,284
平成8年度		1,161,765	271,901	1,433,666
平成9年度		1,177,632	285,780	1,463,412
平成10年度		1,200,892	310,843	1,511,735
平成11年度		1,104,746	362,074	1,466,820
平成12年度		1,081,917	381,755	1,463,672
平成13年度		894,850	359,313	1,254,163
平成14年度		713,413	365,303	1,078,716
平成15年度		637,142	356,498	993,640
平成16年度		610,966	未確定	

※地方交付税とは普通交付税と特別交付税を合わせたものをいう。

財政指標

【経常収支比率】

経常収支比率は、人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税、普通交付税、地方譲与税を中心とする経常的な収入たる一般財源がどの程度充当されているかを見ることにより、当該団体の財政構造の弾力性を測定する比率として使われ、次の式によって求められる。都市にあっては75%、町村にあっては70%が妥当とされる。比率が高くなるほど財政構造が硬直化する。本村は100%を超え歳出が歳入を上回っており、著しく財政構造が硬直化し、最悪の財政状況となっている。

〔算式〕

$$(歳出) 経常経費充当一般財源の額 \textcircled{A} \div (歳入) 経常一般財源総額 \textcircled{B} \times 100$$

(単位：千円、%)

	\textcircled{A}	\textcircled{B}	経常収支比率
平成13年度	1,232,412	1,223,672	100.7
平成14年度	1,201,776	1,101,465	109.1
平成15年度	1,113,762	1,039,822	107.1

比率の高くなった原因として国の三位一体改革により普通交付税が大きく減少したことが挙げられる。平成13年度より普通交付税の一部が臨時財政対策債へ振り替えられたが、この合計についても下記のとおり減少している。

(単位：千円)

	普通交付税	臨時財政対策債	計	増減
平成12年度	1,081,917	-	1,081,917	
平成13年度	948,850	64,300	959,150	△ 122,767
平成14年度	713,413	136,900	850,313	△ 108,837
平成15年度	637,142	160,800	797,942	△ 52,371

【起債制限比率】

起債制限比率は地方債の許可制限に係る指標として地方債許可方針に規定されたものであり、次の算式による比率の過去3年間の平均をいう。

過去3年の平均が20%を超えると起債借入に制限がかかる。すでに本村は14年度より20%を超えており、一般単独事業債の借入ができなくなっている。

〔算式〕

$$\frac{A - (B + C + E)}{D - (C + E)} \times 100$$

A：当該年度の元利償還金

B：Aに充てられた特定財源

C：普通交付税の算定において災害復旧費等として基準財政需要額に算入された公債費

D：当該年度の標準財政規模（標準収入額等＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額）

E：普通交付税の算定において事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費

(単位：千円、%)

	A	B	C	D	E	単年度	3年平均
平成13年度	499,360	0	300,596	1,338,060	28,522	16.9	13.0
平成14年度	546,784	0	334,283	1,221,944	28,124	21.4	18.2
平成15年度	513,981	0	302,466	1,102,214	23,314	24.2	20.9



市町村合併問題

第十一回大野市・和泉村合併協議

会が五月十四日に開催されて以来、和泉村の提案した「地域自治区の設置」をめぐる双方の意見の相違により五ヶ月にわたり合併協議が中断しています。

これまで村長は大野市長と十数回の話し合いを重ね、合併協議再開に向けて協議しており、その経過等について報告します。

五月七日に村長は大野市長に対し、和泉村は合併により法人格がなくなり、村長・教育長は失職、議会議員も在任特例により三名に減員となるなど地域住民をとりまく環境は大きく様変わりし、地域の意見や要望が行政に反映できないのではないかと、また地域の特性やコミュニテイ

が失われるのではないかなど住民の不安は大きいので、こうした不安の解消や合併後の地域づくりに地域の声を反映できるシステムとして、国会で審議中の合併三法に基づく地域自治区の設置を提案いたしました。

五月十四日に開催された第十一回大野市・和泉村合併協議会において、合併協議会長である大野市長より、和泉村の意向として地域自治区設置の申し入れがあったことが明らかにされるとともに、合併協議を進めるうえで大変重要事項であり、会長・副会長がよく話し合って方向性を出し、次の協議会で報告するということでも了承を得ました。これをうけて、両首長同士による協議をはじめ、それぞれの議会や協議会委員との意見交換を行うなどして議論を重

ねてきました。

和泉村の提案に対して大野市からは、和泉地域に地域自治区を設置することは大野市の事情もあり、新市としての一体性の確保といった見地から困難であるが、和泉村の事情も理解できるので、地域自治区の設置のかわりに、特別職の設置、地域審議会を設置及び部長相当職の支所長配置による総合支所を設置することにより、住民の不安の解消や地域づくりの推進を図りたいとする代案が示されました。

村長は、地域自治区と大野市から提示された代案を比較検討し、特別職の配置により住民の意見の取りまとめや地域住民の拠所としての安心感など不安の解消が図られること、地域審議会の設置により地域の

意見や要望を市政に反映できると、部長相当職の支所長配置により予算の要求や執行にかなりの権限が付与されることなどから、形は違っても地域自治区と何等遜色無く、地域自治区を必要とした課題はほぼ解決できるものと判断するとともに極めて厳しい村財政の現状並びに国が進める地方税財政の三位一体改革や地方制度改革などが今後和泉村に及ぼす影響等を総合的に勘案し、地域自治区にこだわることにより合併協議が進まないことを避けるべきであるという結論に至り、地域自治区設置の申出を取り下げることとし、その旨を大野市長に伝え、早期に合併協議会が再開されるよう最終的な意見の調整を行っています。

合併三法のあらまし

五月二十六日に合併三法が公布されました。

地方自治法の一部を改正する法律（改正地方自治法）、市町村の合併の特例等に関する法律（合併新法）、改正現行合併特例法（改正現行合併特例法）の三つの法律を通称合併三法と呼んでいます。

○現行合併特例法の経過措置が講じられました。

・平成十七年三月三十一日までに都道府県知事に合併の申請を行い、平成十八年三月三十一日までに合併する市町村に対しては、現行合併特例法が適用され、現行合併特例法の財政支援措置を受けることができる。

○地域自治区制度などを活用することもできます。

平成十七年四月以降、合併新法により、市町村の合併が次のように推進される。

一、地域自治区制度の創設等により、旧市町村のまとまりに配慮しつつ、合併することができる。

※現行合併特例法も同様に改正され、活用できる。

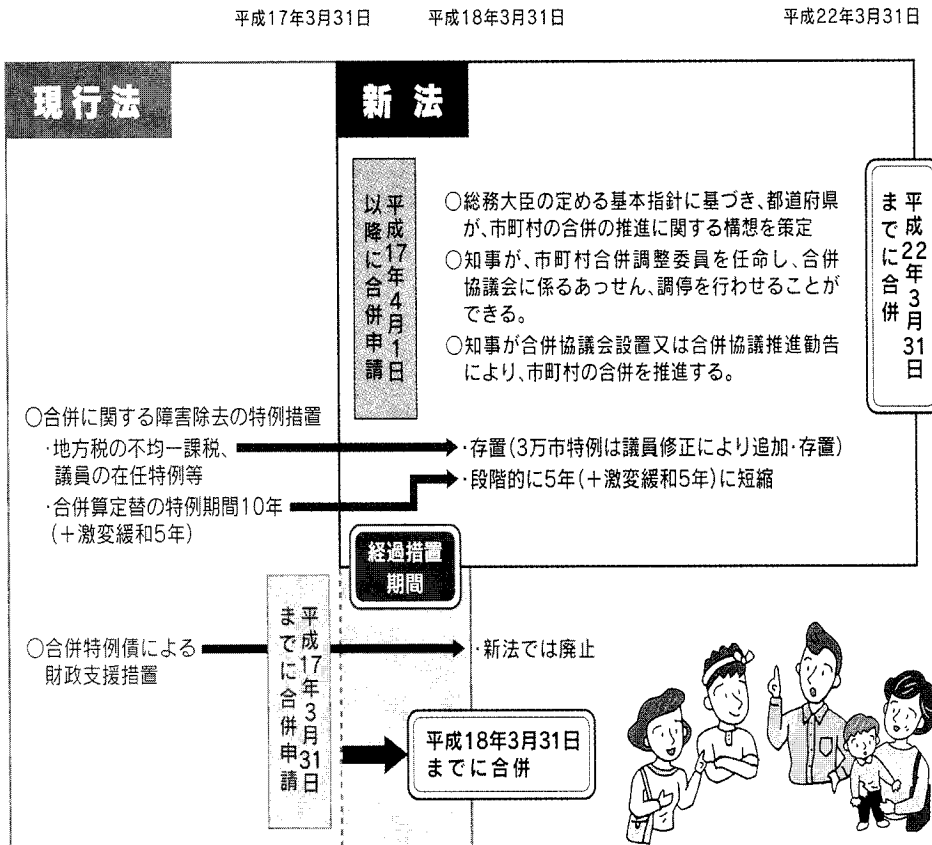
二、合併に関する障害除去のための特例措置は引き続き設けられている。

ただし、合併特例債が廃止されるなど、現行法のような手厚い財政支援措置は受けられない。

三、総務大臣の定める基本方針に基づき、都道府県が、市町村合併の

推進に関する構想を策定し、市町村合併が推進される。都道府県知事は構想に基づき、あつせん、調停や勧告を行うことができる。

現行合併特例法と合併新法との比較



■ 市町村の合併に関する障害を除去するための特例措置は引き続き設けます。

地方税の不均一課税（5年以内）、議員の在任特例（新設合併の場合2年以内）等、現行合併特例法の特例措置は基本的に引き続き残します。

■ ただし、現行合併特例法のような財政支援措置は受けられません。

現行合併特例法で認められていた合併特例債を発行することはできません。合併算定替は、現行の特例期間である10年（+激変緩和5年）から、段階的に5年^{*}（+激変緩和5年）に短縮されます。

*平成17・18年度に合併した場合の特例期間は9年、平成19・20年度は7年、平成21年度は5年


地域審議会と地域自治区の比較表

区 分	地 域 審 議 会	地 域 自 治 区 (合併時の特例)
根 拠 法	現行合併特例法 新合併特例法	改正現合併特例法 新合併特例法
目 的	・地域住民の意見を行政に反映させる	・地域住民の意見を行政に反映させるとともに行政と住民との連携強化
法 人 格	なし	なし
設 置 方 法	・合併協議で定め各議会の議決を経て告示(旧市町村単位で設置可)	・合併協議で定め各議会の議決を経て告示(旧市町村単位に設置可)
設 置 期 間	・合併協議で定める	・合併協議で定める
長	(代案では、特別職と部長相当職の支所長を置くこととしている)	・区の事務所に代えて区長(特別職)を期間を定めて置くことができる ・長が選任し、任期は2年以内
事 務	(代案では、首長の権限に属する事務で総合支所としての事務を分掌することとしている)	・首長の権限に属する事務の分掌
事 務 所	・支所	・区の事務所
協 議 会	・定数、任期等は合併協議で定める	・構成員は首長が選任し、任期は4年以内で条例で定める ・無報酬が原則
住 所 表 示	—	・地域自治区の名称を冠する
役 割 権 限 等	<ul style="list-style-type: none"> ・旧市町村の区域に係る事務について、合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項について合併市町村の長に意見を述べる。 ①諮問に応じて審議する 建設計画の変更、執行状況、予算の執行、基金の運用等 ②必要と認める事項につき意見を述べる 公共施設の設置・管理運営、福祉・廃棄物処理等の施策の基本的な計画の策定・実施等 なお、当該区域においてのみ行われる事務・事業や当該区域に特別に利害関係のある事務・事業については諮問に応じる事項にも必要と認める事項にもなり得る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市町村長その他の市町村の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて審議し、市町村長その他の市町村の機関に意見を述べることができる。 ①地域自治区の事務所が掌握する事項 ②市町村が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項 ③市町村の事務処理にあたっての地域自治区の区域内に住所を有するものとの連携強化に関する事項 ・市町村長は、条例で定める市町村の施策に関する重要事項であって地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合は、あらかじめ地域協議会の意見を聴かなければならない。 ・合併市町村の長その他の機関又は、地域協議会の意見を勧案し、必要があると認めるときは、適切な処置を講じなければならない。

現行合併特例法及び合併新法の下での合併後の市町村のイメージ

ケース1：合併して一つの市町村(新A市)になる。


A市



市長


合併市町村の市役所

旧B村



ケース2：合併して旧B村に地域審議会を設置。


A市



市長

合併市町村の市役所


旧B村



地域審議会

ケース3：合併して旧B村に地域自治区(合併時の特例)を設置。(和泉村が提案したもの)


A市



市長


合併市町村の市役所

旧B村



区長


区の事務所



地域協議会

ケース4：大野市が示した代案


大野市



市長


市役所(本所)

和泉地域



特別職

支所



地域審議会

**新型「みみ」処理施設着工
平成十八年三月完成へ**

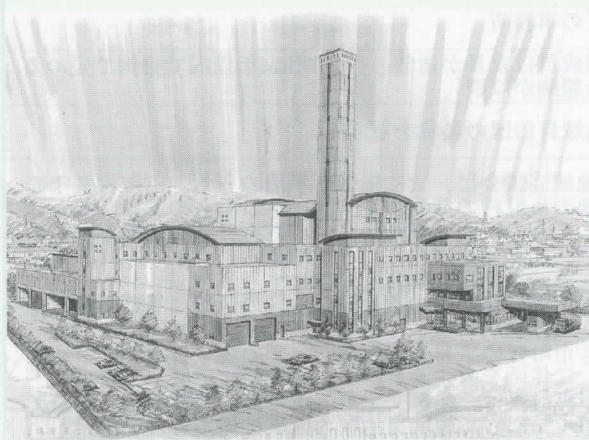
大野・勝山地区広域行政事務組合が整備する「広域ごみ処理施設」の建設工事が、このほど大野市の南新在家地区で始まりました。

この施設は、奥越二市一村（大野市・勝山市・和泉村）のごみを一括処理するため計画されて来たもので、可燃ごみを処理するガス化溶融施設と、資源ごみを処理するリサイクルプラザからなっています。

施設の規模は、鉄骨鉄筋造り四階建て（一部五階建て）で延べ床面積は一万三千五百㎡。総事業費は約六十五億円です。

可燃ゴミを処理するガス化溶融施設は、ごみをいったんガス化炉に投入して、低酸素の状態（蒸し焼き）し、そこで発生したガスと炭化物を溶融炉に送り、さらに高温（千三百度～千五百度）で燃焼・溶融させるもので、従来の焼却方式よりも、ダイオキシン類の発生が大幅に削減されます。

このガス化炉と溶融炉は二系列設置され、合わせて一日に八十四トンの処理が可能となっています。また、溶融炉で生成される溶融ス



ラグ（ガラス質の固形物）は路盤材やコンクリート材などに再利用されます。

リサイクルプラザは、資源ごみをはじめ、不燃物や粗大ごみを処理する施設で、破砕機や選別機が設備されます。また、ごみ処理の仕組みを学習できる施設も整備され、粗大ごみや金属類はもとより、びん・缶・ペットボトル・古紙類など合わせて一日に三十一トンの処理が可能となります。

現在、奥越二市一村の焼却施設は老朽化や稼働停止が相次いでいることから、新しい施設の建設が緊急の課題となっています。

第20回参議院議員通常選挙結果

7月11日（日）執行の第20回参議院議員通常選挙の投開票結果は次のとおりです。今回の選挙から、「期日前投票」という新しい制度が導入されました。

参議院選挙区

候補者氏名	得票数
山崎正昭	352票
五十川真季子	111票
宇野邦弘	26票
得票総数	489票

参議院比例代表

(順不同)

政党名	得票総数	政党数	個人票
みどりの会議	5票	3票	2票
自由民主党	279票	163票	116票
女性党	1票	1票	0票
社会民主党	11票	9票	2票
維新政党・新風	0票	0票	0票
公明党	39票	22票	17票
民主党	120票	108票	12票
日本共産党	17票	16票	1票
計	472票	322票	150票

定例議会

第百九十四回和泉村議会定例会が九月十五日から十七日までの三日間召集されました。この定例会には、平成十六年度一般会計補正予算など議案三件、平成十五年度各会計の決算認定一件が上程審議され原案どおり可決されました。一般質問では、木嶋議員より和泉村の将来について、新井議員より合併問題についての質問がありました。

有権者

H.16.7.11当日

男	301人
女	328人
計	629人

投票率

男	80.40%
女	78.96%
計	79.65%

第五十二回

福井県消防練法大会

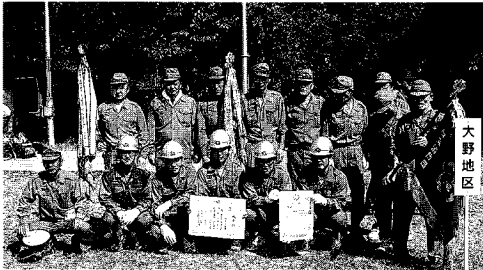


八月七日、福井県消防学校で第五十三回消防練法大会が行われました。和泉消防団は小型ポンプ練法の部で優勝しました。

出場されたのは、指揮者・稲郷一朗さん(第一分団)、一番員・新井大志さん(第一分団)、二番員・池田誠一さん(第三分団)、三番員・谷 樹能さん(第二分団)、補助員・井南 勝さん(第一分団)の五名です。

選手は約二ヶ月間におよぶ厳しい訓練にたえ、見事栄冠を勝ち取りました。

今後は、十一月八日に横浜市で開催される全国大会に向けて、さらに厳しい訓練が続きます。健闘を祈りたいです。



大野地区

福井豪雨災害物資支援

婦人会

七月十八日未明より、福井県内各地を襲った集中豪雨により、被害を受けた方々を支援するために、和泉村婦人会は、村内に支援物資の協力を呼びかけました。

緊急にもかかわらず、ふとんやタオル、衣類、鍋などの日用品が約三千八百点も集まりました。婦人会のメンバーは集まった物資を二トラックで七月二十三日、二十四日に美山町へ届けました。



穴馬の民謡CD完成

穴馬民謡保存会

穴馬民謡保存会では、近年進む高齢化や後継者不足で、約四百年も歌い継がれてきた、「質調衣ちよい」「やんしき」「やんこらせ」など村民に親しまれている曲が、そのまま絶えてしまうのではないかと、「CD」にまとめ保存する作業

消費生活トラブル防止教室

奥越地区消費者行政連絡会

八月六日、老人福祉センターで消費生活トラブル防止教室が開催され、村内の子ども達をはじめ、二十三名のみなさんが参加しました。

講師は福井県消費生活センターの前川喜美恵さんです。

今回は、暑い夏の日に使われているのか、一般的によく飲まれているアクエリアス(スポーツドリンク)やコココーラ、缶コーヒーなどの砂糖の量をグループに分かれて糖度計を使い、みんなで調べてみました。

五百mlのペットボトルのアクエリアスには砂糖が二十四・五g、コココーラには、五十三・五g、ファンタグレープにはなんと五十八gもの砂糖が使われていることが分かり、子ども達はその多さに驚いていました。

を進めるにあたり、昭和六十一年に録音されたテープを基に一枚のCDにまとめこの夏完成いたしました。

た。3gのスティックシュガーに換算するとなんと十九本余にもなるのです。砂糖の適量は、一日に体重の千分の一が目安と言われており、体重が三十kg(小学三、四年生くらい)の人だと一日に三十gが適量ということになり、一日の適量は大幅に超え、砂糖の取りすぎになることが分かりました。子ども達は、自らの実験で、普通に飲んでいる飲み物に、こんなにも砂糖が含まれていることを実感しました。このほかにも、子ども達が大好きなおやつポテトチップスや、かっぱえびせんにも含まれている、油や塩分についても学びました。



業歌も吹き込まれており、「夏まつり」や「敬老会」に流され多くの人が耳にしました。

また、穴馬民謡保存会では、昔歌われていた唄を募集しています。

祝 成人式

八月十五日、毎年恒例の夏の成人式がふれあい会館にて行われました。今年も九名の新成人（五名出席）が社会人としての第一歩を歩み始めました。

新成人代表として長崎康弘さんが「大きな変化の中であるが、和泉に残る自然や人々の温かさをしっかりと受け継ぎ大切にしていきたい」と決意の言葉を述べました。さわやかではつらつとした新成人の姿がとても印象的でした。

今年成人式を迎えた若者は、次の九名です。おめでとうございます。

- | | |
|----------|-------|
| 久保田 徹 | (貝 皿) |
| 田村 英 樹 | (上大納) |
| 長崎 康 弘 | (上大納) |
| 松田 翔 翔 | (貝 皿) |
| 山出 裕 幸 | (上大納) |
| 表 和 恵 | (朝 日) |
| 谷口 好 美 | (上大納) |
| 水谷 加 奈 | (貝 皿) |
| 三橋 友 里 子 | (朝 日) |

祝 敬老会

長寿を祝う敬老会が九月二十日、老人福祉センターで開催されました。

式典では、山本村長のあいさつ、中山村議会議長からお祝いの言葉が述べられた後、喜寿・米寿を迎えられた方々に、お祝いの記念品が村長より一人ひとりに、手渡されました。一年に一度も医療機関にかからず、健康に過ごされた国民健康保険加入世帯と七十歳以上の方への表彰も、敬老会の席上で行われ、代表で



弁当やお茶の準備にあたり、和泉中学校の生徒のみなさんが玄関で来場者を迎えていました。

◀国保無受診者表彰

新屋喜久男さん（朝日）と高崎ゆり江さん（朝日）に贈られました。

式典の後のアトラクションでは、

保育所の子どもたちのかわいらしい踊りや、小学校一・二年生によるクイズ・歌が贈られ、会場内からは「かわいい」「かわいねー」という声が聞こえていました。

また、青葉の笛頭彰会による笛や、美宝の会による踊りなども披露され、招待されたみなさんは、終始和やかな雰囲気にも包まれていました。

今年も、婦人会のみなさんが受付けをされ、お



▶保育所の子どもたちによるかわいらしい踊り



▶小学校一・二年生によるクイズ

夏の川遊び



今年の夏休み、子どもたちは自然のなかに飛び込んで、いろいろな体験をしました。

七月三十一日には、貝皿に住んでいる前田先生や福井工業大学の学生さんたちと楽しくカヌー教室をしました。すでにカヌーには何度か乗っ

保育所 アマゴヤイワナの バーベキューは 最高だよ!!

八月六日、保育所で、子どもたちが待ちに待ったバーベキューが行われました。

プールで、思いっきり泳ぎ、遊んだ後に炭で焼いた、焼きたてのアマゴヤイワナは最高でした。

お肉や野菜も好き嫌いせず、みんな食べました。

また、保育所の畑で作ったじゃがいもは、ホクホクに焼けて、とてもおいしかったです。



たことがある子もいるようで、すぐに乗る方をマスターしてダム湖面での遊覧を楽しんでいました。一緒に参加した大人の方が何となく危なっかしい乗り方でした。

また夏休み中、三回ほど「あそびの王国」ということで川あそびを体験しました。泳ぎを楽しむ子、初めて魚を釣った子などみんなそれぞれ楽しんでいました。中には5m位の高さの岩場からダイビングする子ども……。プールでは味わえない大自然ならではの楽しみ方を自分たちで見つけていたようです。

「あそびの王国」の中では、流しそうめんなど一風変わったお昼ごはんなどにもチャレンジしてみました。

小学校

児童交歓会・交流会

七月二十八日、奥越地区へき複児童交歓会・交流会が和泉村で行われました。

これは、奥越の児童数が少ない小学校が一堂に会し、体験活動やスポーツ活動などを通して親睦を深めようというもので、毎年夏休みに三・四年生を対象に行われます。

今年も、開催地が和泉村で上大納の村民体育館が会場となり、奥越八校の小学生が集合しました。

朝日小学校の児童らは、はじめのあいさつで「学校のいいところ」、「和泉村のいいところ」を紹介しました。ふ

中学校

紅葉まつりに出店します

和泉中学校では、毎年、九頭竜紅葉まつりの出店に参加をしています。今年も、ハーブの苗と、サツマイモを販売し、しおり作りのコーナーもあります。

三班に分かれて、週一回二時間の総合的学習の時間を利用して、商品作り、販売計画など春から準備をしてきました。生徒らは、商品について、みんな

で研究し、販売方法などについては、話し合いも重ねていきます。ハーブは中学校の花壇で育てていますが、中には村の方からいただいたハーブもあり

ます。現在、花壇に咲いているのは、ミントやカモミール、ラベンダー、羊の耳のような感触のラムズイヤーや、

なかなかお店にも売っていないタンジー、ミントもいろいろな種類があって、

パイナップルミントやペパーミント、オーデコロンミントなどなど、種類は

豊富です。



れあいスポーツでは、大玉ドッジボールを、各学校の児童混合チーム対抗で行いました。また、アドベンチャーランド中竜の坑内でウォークラリーも行われ、

新しい友達と一緒に、鉾山に関する問題に一生懸命答えていました。

帰るころには、他の学校の児童とすっかり仲良くなり、みんなが乗ったバスにいつまでも手を振っていました。

豊富です。

販売する商品の鉢は大きなペットボトルを、半分に取りビニールテープを切り口に貼り、底はドライバールを暖めて穴を開けた手作りのものもあります。また、ハーブを乾燥させ、布の袋につめたポプリも販売します。この袋も生徒の手作りです。

各班のテーマが生徒たちによって考えられ、ハーブ班のテーマは「お客様は神様です」です。お客さんの気持ちを考えた商品作り・販売をします。

中学生の販売は、十月三十日(土)の午前九時三十分

から午後三時三十分頃までです。村民のみなさんも、

紅葉まつり会場にお越しの際は、ぜひお立ち寄りください。



保育所

小学校

中学校

合同運動会

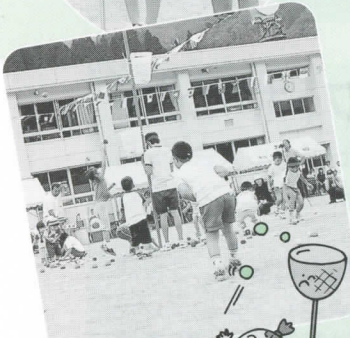


▲かわいいちびっこの
かけっこ20m競走

▼選手宣誓

▼中学生100m競走

▲小学生80m競走



▲おさるのかごやが
ホイサッサ〜♪



▲玉入れ

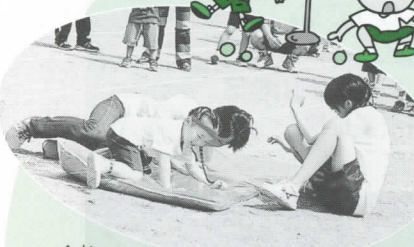


▲▼小学生組体操 ~和泉の風~



▲中学生 The obstacleレース

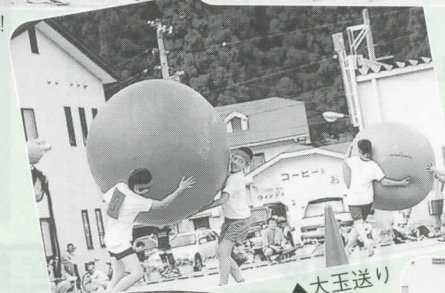
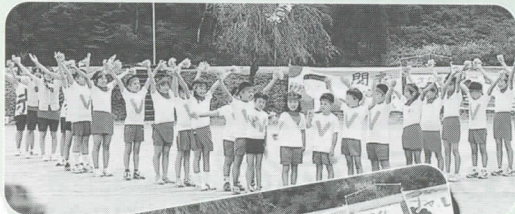
▲小学生組体操



▲抱っこでゴローン



▲はいどうぞ!



▲大玉送り



▲応援合戦

▲保育所マ스ゲーム
特捜戦隊デカレンジャー

▼つな引き



▲みんなでボーリング



▲中学生マ스ゲーム evolution

SPORTS IZUMI

福井県体育協会体育功労者賞受賞

東 治義さん (下山)



平成16年度の福井県体育協会体育功労者賞に東治義さん(下山)が選ばれました。東さんは、体育協会の常任理事および理事長として21年間、和泉村の体育振興に寄与され、体育事業の企画・立案のみならず、各種主催事業においても準備から運営まで尽力されました。また、福井県クラブ対抗スキー大会でも選手として輝かしい成績を残されています。表彰は、県民体育大会の開会式の式場で行われました。

受賞おめでとうございます。

第21回村民ゲートボール大会

8月3日、JR九頭竜湖駅裏のふれあい公園で第21回村民ゲートボール大会が行われました。今年の夏は、とても暑い日が続き、午後7時から始まった大会も、たいへん暑い中で行われました。選手らは、この暑さにも負けず、1球1球を集中して打ち得点へとつなげていきました。

熱戦を繰り広げた結果は次のとおりです。

地区対抗別結果

- 優勝 角野・板倉・下山地区
- 2位 大納地区
- 3位 朝日地区
- 4位 石徹白水系地区



軽運動教室

ちょっと汗を流す時間 インディアカ

11月の軽運動教室「ちょっと汗を流す時間」は、屋内で「インディアカ」というスポーツを行います。みなさんお気軽にご参加ください。

インディアカとは…

バドミントンの羽を大きくしたような球を直接手で打ち合うスポーツです。
ルールはパレーボールに似ています。
少し練習するだけで簡単にできますので、ぜひ体験してみてください。

とき 11月 毎週火曜日(2,9,16,30日)
午後7時から

ところ トレーニングセンター(朝日)または村民体育館(上大納)

奥越地区中学校 夏季総合競技大会剣道

(7/18)(敬称略)

団体の部	男子	2位	和泉中学校
	女子	優勝	和泉中学校
個人の部	1年男子	2位	新屋 太志
	2年男子	1位	辻 亮多
		2位	谷 直人
	3年男子	1位	木下 智仁
	2年女子	1位	藤田 玲菜
		2位	畑口 千夏
	全学年女子	1位	井南 知佳

第31回村民ソフトボール大会

第31回村民ソフトボール大会が9月9日、9月15日に村民グラウンドで行われました。

決勝戦は、白熱の試合となり、3位決定戦でも、1アウト満塁でダブルプレーが観られ、グラウンドは終始歓声が響き渡っていました。

結果は次のとおりです。

- 1位 朝日地区
- 2位 角野・板倉・下山地区
- 3位 石徹白水系地区
- 4位 大納地区



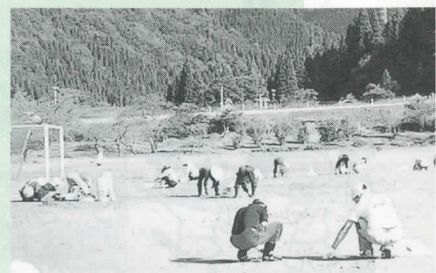
草取りボランティア

村民グラウンド(川合)

毎年、恒例となりました村民グラウンドの草取り作業が9月23日に行われました。

社会福祉協議会が中心となり、ボランティアの方々によって早朝より作業が行われました。

今回も、大人に混じって子どもも参加される姿があり、一生懸命、草をむっけていました。みなさんのご協力によりきれいなグラウンドになりました。



人権を考えよう

人権とは自分らしく生きる権利です。

人権ってなんだろう

「私たち一人ひとりが人権を持っている」「人権は等しくみんなに保障されている」ということが言われていますが、では、人権とはいったいどのようなものでしょうか。

私たちは誰もが人間らしく生きてい。幸せになりたいと願っています。しかし、人権が保障されない時代においては権力者によって自由が束縛されたり、命や財産が脅かされるなど、個人の存在は踏みにじられていました。

そこで、みんなが平等で互いが尊重される、幸せな人間らしい生活を過ごしたいとの願いや要求が生まれてきました。こうして人権思想は芽生え、発展してきたのです。この「人として幸せに自分らしく生きる権利」を人権ということができ。人権は幸福追求権であり、人間の尊厳であるのです。

自分だけの勝手な行動も人権なのかな？

近年、自分の権利のみを主張し、他人の迷惑を考えない人が増えてきたと思う人が多いようです。

みんなが権利を主張すれば、当然権利の衝突も予想されます。人権はみんなに保証されていますが無制限に権利を主張するなど身勝手な許されるものではありません。他人の人権を侵害してまで権利の主張ができるものではないことは明らかです。

個人の人権の主張には同時に他人の人権を守る責任が伴います。「差別される側、いじめられる側」の立場に立って考える意識が大切です。

人権問題を解決するにはどうすればいいの？

人権を尊重するということは、自分と同じように周りのみんなのことを考え、尊重するということです。

本人の人柄に直接関係ない「生まれ」を理由に差別すること、あるい

は職場や学歴で人を判断すること。こうしたことがいかに人の心を傷つけることになるか考えてみましょう。そして、心の傷が癒されるまでにとれだけの時間が必要となるかということ。

「私たちには関係ない」「世間がこうだから」と、現実を起こっている差別を見過ごしては問題は解決しません。世間を形作っているのは他でもない私たち自身です。私たち一人ひとりが人権意識を身につけ、人の心の痛みを理解できれば、差別は解消されていくのです。

物事を正しく見つめ、「人間としての尊さ」を認める視点にたった行動を自ら実践していくことが人権問題の解決につながっていきます。

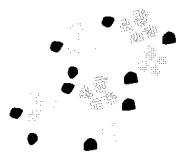
和泉村人権擁護委員会はそういった人権問題で解決できずひとり悩んでいる方の相談役として、子供・大人を問わずに、随時相談をお受けしています。



7月1日法務大臣より人権擁護委員に再任された新屋芳江さん

お気軽にご相談下さい。秘密は固く守られます。

- *古川 茂雄 委員 下大納
- *新屋 芳江 委員 朝 日
- *吉岡 和男 委員 上大納



受動喫煙対策 その2

効果的な分煙対策を推進する



1. 全館全面禁煙

建物内を完全に禁煙場所とし、喫煙者は屋外で喫煙する

2. 喫煙室の設置

空間を完全に仕切った喫煙室を作り、喫煙室内には必ず換気扇を設ける

3. 喫煙コーナーの設置

ひと区間のスペースを喫煙コーナーにし、外部に空気が漏れないよう、天井部分から床までをカーテンなどで覆う

たばこの害から身を守るために いまこそ禁煙にチャレンジ!

禁煙を成功させる ためのアドバイス

1. 灰皿・ライターは捨てる
2. 禁煙仲間をつくる
3. 禁煙の目的意識を明確にする

無受診者表彰

1年間に1度も医療機関にかからなく、健康に過ごされた国民健康保険加入世帯と老人保健受給者の方の表彰が、敬老会の席上で行われました。

健康世帯 (敬称略)

藤田新市(角野)
吉川すみ(角野)
辻善範(上大納)
朝日順子(朝日)
高崎ゆり江(朝日)
吹屋信幸(貝皿)
古嶋忠夫(後野)

健康老人 (敬称略)

藤田しず(角野)
村下なつ(下山)
坪光雄(板倉)
新屋喜久男(朝日)
山本富太(朝日)
藤山シヨノ(朝日)
大谷ツギ子(川合)

国保だより

受動喫煙対策を すすめてみましょう

受動喫煙とは？

「室内やその他の場所で、自分の意志に関係なく他人のたばこの煙を吸わされること」をいいます。平成 15 年 5 月に施行された健康増進法で、はじめて「受動喫煙の防止」が明記されました。

健康増進法（平成 15 年 5 月 1 日施行）

第 25 条：学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店、その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

受動喫煙対策 その 1

他人に迷惑をかけない喫煙マナーを身につける

- ① 妊婦や子ども、病人の周囲では喫煙しない
- ② 歩行喫煙と吸殻のポイ捨てはしない
- ③ 分煙しているところでは、そのルールを守る
- ④ 置きたばこをしない
- ⑤ 混雑した場所や締め切った室内での喫煙をひかえる など



対 策 例

- A. 和泉村の公共施設では分煙（一部施設では全面禁煙）を実施しています
- B. 鉄道の駅構内や飛行場施設内での全面禁煙
- C. 列車や飛行機内での全面禁煙（一部分煙）
- D. 高速道路のサービスエリア構内での全面禁煙
- E. 一部の自治体では路上禁煙・吸殻ポイ捨て禁止エリアを設定 など

注！ 路上での喫煙はやめましょう

路上での喫煙は他の歩行者にとっては立派な受動喫煙です。また、子どもの顔の高さと同じくらいに火種があり、危険ですから歩きたばこはやめましょう。



国民年金

広報の窓

額が支給停止されている方は、提出される必要がないため現況届は送付されません。

なお、現況届の用紙を紛失されたときや、お手元に届かないときは、福井社会保険事務所にご相談ください。

国民年金保険料の前納制度

国民年金には、一年分または一定期間分の保険料をまとめて納めることのできる前納制度があります。

前納する保険料額は、年四％の利息で割引されますので、大変お得です。

平成十六年十月から平成十七年三月までの六ヶ月間の保険料を全納した場合は、下記の表のように割引されます。

なお、この場合の納付期限は、平成十六年十月二十九（金）までとなります。

	毎月納めると	毎月納めると	割引額
定額	79,800円	79,150円	650円
付加	2,400円	2,380円	20円

年金を受けているみなさんへ

誕生月が来たら

「現況届」を
提出しましょう

「現況届」は、年金を受給している方が年一回誕生月に提出するもので、続けて年金を受け権利があるかどうかを確認するための大切な届けです。

現況届は、誕生月のはじめに社会保険業務センターから送られてきますので、住所・氏名な

どを記入し、速やかに提出してください。

ご自分では記入できないため、本人以外の方が記入される場合は、「代理人署名欄」に代筆者の住所・氏名等を記入してください。

現況届の提出が遅れたときや、提出がなかったときは、年金の支払が一時ストップしますのでご注意ください。ただし、年金の支給が決定されてから一年が経過されていない方や年金の全

社会保険職員を装った

不審な訪問者や電話等にご注意ください

社会保険事務所の職員を装い、「医療費の払い戻しや年金の額を増額する為の手数料が必要」などと自宅を訪問したり、「年金の過払いがあったので、指定の銀行口座に振り込むように。振り込まない場合次回の年金の支払

が停止する」、「国民年金の未払いがあるので至急払うように」といった電話や文書が届くなど不審な行為があり、被害も発生しています。

また、電話でご家族の勤務先の名称、所在地、電話番号を聞き出すなど、個人情報収集する不審な行為も全国で行われています。

社会保険事務所では、現在、国民年金保険料が未納となっている被保険者に対し、職員が電話や戸別訪問により納付督促しています。その場合、職員は必ず身分証明書を携帯し提示いたしますので、社会保険事務所の職員を装った訪問者とお間違えないように確認をお願い致します。

不審に思われる訪問者や電話等による照会があったときは、その場で対応せず相手の所属と氏名、連絡先を確認していただき、福井社会保険事務所までご連絡ください。

年金を受けている方が

亡くなったときは

年金の死亡届が必要です

年金を受給されている方が死亡されたときは、すみやかに「年金受給権者死亡届」を提出してください。もしこの届出が遅れると年金が払い過ぎになり後日返金していただくこととなります。

また、亡くなられた方と生計を同じにしていた遺族（配偶者・子・父・母・孫・祖父母・兄弟姉妹）の方がいるときは、死亡された月までの年金で未だ受取られていない分の年金を受取ることが出来ます。この場合は、「年金受給権者死亡届」と併せて「未支給年金・保険給付請求書」を提出してください。

国民年金保険等のご相談は

福井社会保険事務所
福井年金相談センター

☎0776-23-1002
☎0776-21-4165

または役場 村民生活室まで

社会保険庁ホームページ

社会保険庁のホームページでは、年金等に関する情報を掲載しています。

社会保険制度

・年金保険制度の解説ほか

相談案内

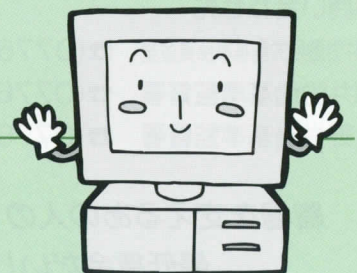
・年金Q & A、年金見込額試算、年金加入記録等について

申請・届出手続案内

・年金に関する届出や手続

ホームページアドレス

<http://www.sia.go.jp/>



職場での悩みごと 無料相談会の開催

解雇・賃金など、労使関係でお悩みはありませんか？無料相談会を行いますので、お気軽にお越しください。(予約不要)

と き 平成16年10月31日(日)
午後1時30分～午後5時

ところ <嶺北会場>
福井市大手3丁目「福井県民会館」

お問い合わせ先
福井県地方労働委員会 ☎(0776)20-0597

最低賃金のお知らせ

福井県最低賃金

時間額 643円

- 平成16年10月1日より適用されます。
- ・パート・アルバイト等を問わず、すべての労働者に適用されます。
- ・使用者は、上記の最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。
- ・精皆手当、通勤手当、家族手当、時間外手当等は最低賃金に含みません。

繊維製造業(略称)、機械器具製造業(略称)、電気機械器具製造業(略称)、各種商品小売業の4業種については、別に産業別最低賃金が定められています。

お問い合わせ先
福井労働局労働基準部賃金室 ☎(0776)22-2691
福井労働基準監督署 ☎(0776)54-6167
大野労働基準監督署 ☎(0779)66-3838

職場を支えるあの人の
最低賃金だいじょうぶ？

10月は労働保険適用促進月間です

社長さん あなたの義務です 労働保険

事業主の皆さん、労働保険に加入することは、
法律で義務付けられたルールです

職場の皆さんが安心して働いていただくため、労働基準監督署、ハローワーク(公共職業安定所)では、労働保険への加入を呼びかけています。

労働保険は、労働者を一人でも雇用している場合は、必ず加入しなければならない事になっています。

加入手続きを故意に怠っていた場合は、遡及して保険料を徴収するほか、保険給付に要した費用の一部を徴収することとなっています。

労働保険の加入手続き、労働保険制度についてのご相談をお待ちしております。

お問い合わせ先
大野公共職業安定所 ☎66-2408
大野労働基準監督署 ☎66-3838

「仕事と家庭の両立を考える 雇用管理セミナー」へご参加ください

福井労働局雇用均等室

急速な少子化の進行は我が国の経済社会全体に深刻な影響を与えることから、仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しは、ますます重要な課題となっています。

企業において、仕事と生活のバランスのとれた働き方の実現に向けた取り組みの促進など子育てと仕事が両立できる職場づくりをすすめていくことを目的としたセミナーを開催します。

多数のご参加をお待ちしております。

日時 平成16年10月18日(月) 13:30～16:00
場所 ブランカ 2F ダイヤモンド・ルビーホール
(福井市西谷1丁目1201 ☎(0776)33-1122)

内容 ★日本女子大学人間社会学部
教授 大沢真知子氏による講演
★県内企業による事例発表
★次世代育成支援対策推進法に基づく
一般事業主行動計画についての説明

お問い合わせ先 福井労働局雇用均等室
☎(0776)22-3947 FAX(0776)22-4920

債権回収会社類似の名前をかたった業者による架空債権請求にご注意ください。

福井地方法務局人権擁護課

悪質業者が、「法務大臣が許可した債権回収会社」の名前または類似の名前をかたって、「債権譲渡を受けた」などとして架空の債権を請求するケースについて、数多くの相談・情報が、法務局や消費生活センター、警察などに寄せられています。

このような請求を受けた場合は、次のとおりに対処しましょう。

1. 身に覚えのないものは支払う必要がありません。請求には応じないようにしましょう。

一旦支払うと取り戻すことは非常に困難です。

2. 通知業者には、一切連絡しないようにしましょう。

こちらから連絡することによって、電話番号その他の個人情報を知られてしまうことになります。

3. 法務大臣が許可した債権回収会社でなければ、債権管理回収業を営むことができません。

弁護士以外の者が債権回収業を営むためには、法務大臣の「許可」が必要です（債権管理回収業に関する特別措置法第3条、第2条第2項）が、法務大臣が会社・法人となることを「許可」という制度ではありません。したがって、「法務省（または法務局）認可特殊法人」という法人は存在しません。

4. 架空の請求は犯罪の可能性があります。最寄りの警察にも相談してください。

念のため、請求ハガキなどは保管しておいた方が

よいでしょう。

5. 法務大臣の許可した債権回収会社が、出会い系サイト、アダルトサイト、ツーショットダイヤルの利用料を請求することはありません。

6. 法務大臣の許可した債権回収会社が、請求書で、担当者の連絡先として、携帯電話を指定したり、個人名義の口座を回収金の振込先とすることはありません。また、携帯メールでいきなり請求することはありません。

7. 法務省・法務局が債権回収を業者に依頼することはありません。

架空請求については、福井地方法務局人権擁護課（☎0776-22-5090）または各支局、消費生活センター、最寄りの警察へ、ご相談してください。

法務省ホームページ

「<http://www.moj.go.jp.kannbou/housei/chousa19.htm>」には、相談・情報のあった架空請求業者名を公表しているほか、法務大臣が許可した債権回収者会社名の一覧表がありますので、ご覧ください。

お問い合わせ先

福井地方法務局人権擁護課

福井市春山1丁目1番54号

☎(0776)22-5090 FAX(0776)28-7118

みんな、毎日、守られている。自賠責制度

自賠責保険・共済は、年間約130万件もの交通事故被害者に支払われています。

交通事故の発生件数は、この10年間で約30%増加し、毎年多くの死傷者数を出しています。死亡者数こそ減少傾向にあるものの、負傷者数については過去ワーストの118万人を超えました。

毎年絶えない交通事故は、誰もが被害者にも、そして加害者にもなる可能性があることを物語っています。一人ひとりが、よりいっそう自賠責制度の役割や、保険・共済金支払いのしくみに対

する理解を深めることが大切です。

原動機付自転車を含むすべての自動車の所有者に、自動車1台ごとに加入が義務づけられている保険・共済が、自賠責保険・共済です。交通事故により加害者となったときは、被害者に対する損害賠償責任を負います。強制保険である自賠責保険・共済は、すべての加害者の賠償責任を担保するとともに、すべての被害者の基本的な対人賠償を保障する役割を果たしています。

自賠責保険・共済の期限は切れていませんか？

自賠責保険・共済は、万一の交通事故の際の基本的な対人賠償を目的として、原動機付自転車を含むすべての自動車に加入が義務づけられている保険・共済です。特に車検制度のない原動機付自転車・250cc以下の軽二輪自動車は、期限切れ、かけ忘れにご注意を！自賠責制度の詳細な内容は、<http://www.jibai.jp> でご覧になれます。

お問い合わせ先 国土交通省中部運輸局福井運輸支局輸送課 ☎(0776)34-1600

和泉村低公害車普及促進事業

私たちは、自動車に支えられて、経済活動と豊かな生活を営んでいます。その一方で、自動車は排出ガスによる大気汚染問題、燃料消費に伴う二酸化炭素の排出による地球温暖化問題など、環境に大きな影響を与えています。そこで村では、環境への影響が少ない低公害車の購入費の一部を補助します。

1. 事業の概要

平成 16 年 4 月以降に新車の低公害車（ハイブリッド自動車・電気自動車等）購入に対する補助です。

2. 補助対象

村民個人及び村内で事業を営む法人が対象となります。

3. 補助率

1 台あたり、通常車両との価格差の 1/4 以内、かつ 12 万円を限度とします。

※補助要綱詳細については、役場総務課村民生活室までお問い合わせください。



国の教育ローン取扱中

(国民生活金融公庫)

高校や大学、専修学校などの入学者や在学者は、国民生活金融公庫の「国の教育ローン」を利用することができます。

「国の教育ローン」は、金利が低く手続きも簡単なことから、これまで 360 万人を超える方々に利用されてきた制度です。

制度の概要は次のとおりです。

ご融資額

学生・生徒一人あたり 200 万円以内

ご融資期間

10 年以内 (在学期間内で元金据置が可能)

ご返済方法

毎月元利均等払 (ボーナス併用払が可能)

利率

年 1.65% (平成 16 年 7 月 20 日現在)

お問い合わせ先

国民生活金融公庫福井支店

☎ (0776) 33-1755

穴馬のむかし話 (六)

悟りじじい

山で一仕事して、家に帰ってみると、いりろに見知らぬおじいさんが座っていた。

ぼろぼろの着物を着て、熊の皮で出来た胴着をして、白髪の髪は肩までたれ、真っ白のひげは胸までのびている。恐ろしく光る目は何もかも見透かしてしまおうようだ。

今、このわしを何者だと思っているな……?」重たい声で声かけてきた。「えーどうして分かるのかな……? 気味が悪いな……!」と、思うていると、「今、お前は、どうして分かるのか気味が悪いと、思ったな……?」と話かけてきた。

「うえ、ー、これは大変じゃ……? どうしたらよからう、このおじいはいはきつと山の化けもんじゃ、早く逃げんと危ないぞ……!」と思うと「こらー、お前は今逃げようと考えているな……?」何でも見抜かれてしまい、途方にくれてしまった。

「ああー。そう云えば、昔ばあさまが話してくれた、奥山に住んでいるという(悟りじじい)に違いない、弱った者が来たもんだ……? どうしたら良からう……?」と思うと、「そうじゃ、思っているとうり、わしが(悟りじじい)……?」

「いってー、アツイ……こりや、かなわんは……!」囲炉裏の回りを走り回り、それでもポン、ポンはねる栗の実にとうとう「人間のやる事は思ひもかけないことがあるのー、やはり人間にはかなわんわい……!」と出て行った。それ以来、悟りじじいの話は聞かなくなった。とさ!

「いってー、アツイ……こりや、かなわんは……!」

じい) じゃ、わしは、ここが気に入った当分ここに住むことにする。わしはお前たち人間の思う事はみんな分かっちゃいます。逃げようとしても無駄じゃぞ……!」

さー、困ったことになったと思いつつ、思う事がみんな見透かされてしまうので、言いなりになるしかなく、肩をもんだら、魚を焼いたり、水を汲みに行ったり、世話を焼かされてきた。

夜寝ているうちにこっそり逃げ出すようになったが、すぐ分かって首ねっこを捕まれました。

二日ほどたった時「家の隅にあった栗の実を見つけて「おい、あの栗のみを焼いてくわせろ、」と言いつけた。言われ通り、両手いっぱい栗を持ってきて、焚き火に入れて焼き始めた。しばらくすると、パーン、パン、パチーんと、ものすごい音と共に、栗の実がはぜて、悟りじじいの顔やひざにぶつかってきた。

「いってー、アツイ……こりや、かなわんは……!」

見て、触れて、五感で楽しむ“実りの秋”

収穫の秋の到来です。古来から主食として親しまれてきた米をはじめ、おいしい食材が豊富に
 出回っています。この季節ならではのバランス献立を、家族や仲間とともにゆっくりと味わいたいものです。五感をフル活用すれば、色や形、香り、音、歯ごたえ、今までとは違う新しい味との出会いもあるでしょう。



材料(2人分)
 ・すしめし
 米…1カップ
 水…1、1/5カップ
 こんぶ少々
 合わせ酢
 米酢…大さじ2
 砂糖…大さじ1
 塩…小さじ1/2
 ・きのこ
 しいたけ…25g
 しめじ…25g
 まいたけ…25g

煮
 だし…1/4カップ
 砂糖…大さじ1
 汁
 しょうゆ…大さじ1
 酒…小さじ2
 みりん…小さじ2
 ・にんじん(もみじ型)
 にんじん…20g
 煮
 だし…1/4カップ
 砂糖…小さじ1/4
 汁
 塩…少々
 卵…1コ
 ぎんなん…6コ

〈作り方〉

- ①米1カップは洗い、ざるにあげ、水1/5カップとこんぶ少々とともに炊飯器に入れて炊く。炊き上がったらか合わせ酢(米酢大さじ2~2½、砂糖大さじ1、塩小さじ½)をふり入れ、しゃもじで切るように混ぜながらさます。
- ②しいたけ25gは薄切りに、しめじ・まいたけ各25gは小房に分け、だし¼カップ、砂糖・しょうゆ各大さじ1、酒・みりん各小さじ2で煮る。
- ③にんじん20gは薄切りにしてもみじ型で抜き、だし¼カップ、砂糖小さじ¼、塩少々で煮る。
- ④卵1個を割りほぐして薄焼き卵を作り、さめたらいちょう型で抜く。
- ⑤ぎんなん6個は殻を割り、塩少々を加えた熱湯でゆで、渋皮をとる。
- ⑥①に②を混ぜて器に盛り、③④⑤を飾る。

〈作り方〉

- ①ダイコンに切り込みを入れて火のとおりをよくします。ダイコン12cmは8等分の輪切りにし、それぞれ表面によこ一文字、裏面にたて一文字の、上下で合わせて十文字になるように切り込みを入れます。厚揚げ1枚は4等分します。
- ②フライパンに太白ゴマ油大さじ2を弱火で熱してダイコンを入れ、じっくり火をとおします。きれいに焼き色がつけば裏返し、八分通り火がとおれば厚揚げを加え、それぞれ両面をこんがりとしよく焼いて火を止めます。
- ③七味肉みそを作ります。小さめの鍋を中火で熱し、温まればトリひき肉100gを入れ、焦げつかないように手早く炒めます。パラパラになれば酒大さじ2を入れます。
- ④③にだし汁、みりん各大さじ2を加え、煮立てばみそ70gを加えて溶きのばし、中火で煮ます。とろりとしてくれば七味トウガラシ適量を振り入れて火を止めます。
- ⑤②のダイコンと厚揚げを器に盛り、④の七味肉みそをかけます。

きのこちらし(二人分)



材料(2人分)
 里いも…4コ
 なりみそ
 みそ…大さじ2
 砂糖…小さじ1/2
 酒…小さじ1
 ししとうがらし…4コ
 ポン酢…少々
 けしの実(あれば)

〈作り方〉

- ①里いも4個は皮をむき、半分に切り、なべにたっぷりの水とともにに入れて火にかける。沸騰したらゆでこぼし、水を入れ替えて柔らかくゆでる。練りみそ(みそ大さじ2強、砂糖小さじ1½、酒小さじ1)を塗る。
 - ②ししとうがらし4個は切り目を入れて、①とともにオーブントースターで5分程度分焼く。ししとうがらしはポン酢適量につける。
 - ③里いもでんがくにけしの実少々をふって器に盛り、ししとうがらしを添える。
- <メモ>ゆずの皮をすりおろしてふりかけてもよい。

里いもでんがく(二人分)



材料(4人分)

ダイコン…12cm
 厚揚げ…1枚
 太白ゴマ油(またはサラダ油)…大さじ2
 七味肉みそ
 トリひき肉…100g
 酒…
 だし汁… } 各大さじ2
 みりん… }
 みそ…70g
 七味トウガラシ…適量

ダイコンの七味肉みそかけ(四人分)

主な行事予定

10月

16日(土) 国民文化祭プレフェスティバル フォーラム青葉の笛 (歴史の里)
17日(日)・18日(月)

第18回村民ふれあい号 (鎌倉・箱根)

19日(火) 第33回村民卓球大会 (村民体育館 上大納)

23日(土) スポーツ少年団卓球教室 (トレーニングセンター)

23日(土)・24日(日)

カヤ刈り<穴馬民俗館用>

30日(土)・31日(日)

第25回九頭竜紅葉まつり (九頭竜国民休養地)

11月

5日(金)・6日(土)・7日(日)

総合文化祭 (トレーニングセンター)

10日(水)

乳幼児期子育て支援学習会 (山村開発センター)

第25回 九頭竜紅葉まつり

紅葉市場 10月30日(土)・31日(日)

第1紅葉市場 「昇竜まいたけ」「穴馬かぶら」などの特産品や交流市町村の特産品が揃う「里の幸」市場。

第2紅葉市場 山菜そば、うどん、きのこ弁当、いわな焼きなどの「山の幸」、新鮮な「海の幸」が揃う味覚市場。

紅葉ステージ

郷土芸能 美宝の会、青葉の笛頭彰会、穴馬民謡保存会、大正琴の会・詩吟の会・朝日小学校児童など和泉村のみなさんも出演します。

チェンソーカービング 「自然暮らしの会チーフインストラクター栗田宏武によるチェンソーライブ。」出来上がった作品をオークション!

木工品オークション会 まな板やついたてなど、これとは思う木工品をその場でオークション!

市町村紹介コーナー クイズに答えて各地の特産品をゲット!

紅葉ランド(子供の広場)

じゃんぼフワフワ 飛んだり跳ねたり、みんなで遊ぼう!
九頭竜縁日 おもちゃ屋を開店!

釣り堀コーナー

プールで楽しめる魚釣り。釣りが初めての人も気軽に楽しめます。

木工ランド

流木アート、穴馬一刀彫の展示や昔から伝わる笛づくりをはじめ、木工教室、竹とんぼづくり、籐細工などの木と親しむコーナー! 家族みんなでチャレンジしてみよう! また流木も無料配布!



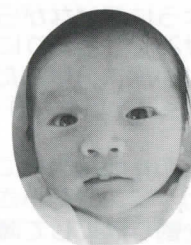
村松

太郎くん

長男

泰規さん(貝皿)

九月届出分



村寄

駿介くん

長男

文人さん(朝日)

続柄 保護者 住所

八月届出分

人々のうらなひ

清藤

昇さん

四十八歳(朝日)

八十五歳(後野)

九月届出分

新井 真澄さん

六十九歳(朝日)

七月届出分

おくやみ

七月届出分



石川

裕哉くん

二男 直明さん(貝皿)

続柄 保護者 住所

九月届出分